

## 学校栄養士（会計年度任用職員）募集要項

項目	内 容
1 職名	学校栄養士（会計年度任用職員）
2 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
3 任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）</p>
4 勤務職場	市内小学校のうちいずれか1校
5 職務内容	<p>(1) 小学校の学校給食に関する業務（栄養管理、衛生管理）</p> <p>(2) 上記(1)に付随する業務</p>
6 応募資格 ・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないこと。</li> <li>・栄養士法で定める栄養士の免許を有する者（令和8年4月取得見込含む）</li> <li>・心身ともに健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行できること。</li> <li>・パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行できること。</li> <li>・来客や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。</li> <li>・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。</li> <li>・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。</li> </ul>
7 勤務日数・勤務時間	<p>週16時間勤務（週4日勤務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日から金曜日：8時30分から17時までの間で1日当たり4時間とし、その割り振りは校長が行うものとする。</li> <li>・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）</li> </ul>
8 勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週休日（日曜日及び土曜日）</li> <li>・国民の祝日に関する法律による休日</li> </ul> <p>※行事等により土曜日、日曜日、祝日に勤務を割り振る場合有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）</li> <li>・県民の日</li> </ul>
9 休憩時間	なし（校長の割り振りにより適宜取得）
10 休暇等	<p>年次有給休暇 等</p> <p>※草加市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年規則第2号）の定めるところによります。</p>
11 報酬額	<p>時間額1,389円～1,514円</p> <p>（※地域手当に相当する報酬を含めた時間額は1,472円～1,604円となります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて、経験加算有（上限有）。</li> <li>・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給</li> <li>・一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給</li> <li>・原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込により支給。</li> </ul>
12 社会保険	なし

13 応募方法等	<p>申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。</p> <p><b>申込書類</b> 会計年度任用職員申込書、栄養士免許証の写し</p>
14 選考方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次選考（書類選考）及び二次選考（面接試験）</li> <li>・一次選考合格者は面接試験を行います。 なお、面接日等詳細については、申込者本人宛てに別途連絡します。</li> <li>・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。</li> </ul>
15 問合せ	<p>草加市教育委員会 教育総務部 総務企画課      住所：〒340-8550 草加市高砂1-1-1（草加市役所本庁舎7階）      電話：048-922-2497      担当：田村</p>

- ※ その他の勤務条件等は、草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。また、勤務条件等は令和8年12月時点のものであり、変更になる可能性があります。
- ※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。
- ※ 休職、病気休暇又は欠勤により勤務しなかった日数を合計した日数が、任用期間中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達している場合、翌年度の再度任用が認められません。